

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部建築課 No.037

処 分 名	防火地域内の違反看板等に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	<p>建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置です。</p> <p>命令の内容は、建築物に対しては工事の施工の停止、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることであり、建築物の敷地に対しては、工事の施工の停止、使用制限、盛土の施工、排水施設の設置等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることができます。</p>
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 1～2 省略

3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第二十五項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。

4 省略

根拠法令及び
関係法令等の抜粋